

○津島市精神障害者医療費支給条例

平成7年3月31日条例第3号

〔注〕平成18年3月より改正経過を注記した。

改正

平成7年7月1日条例第13号

平成9年10月1日条例第21号

平成12年6月30日条例第33号

平成18年3月27日条例第20号

平成19年12月27日条例第35号

平成20年3月31日条例第5号

平成20年9月29日条例第25号

平成25年3月29日条例第13号

平成26年6月30日条例第22号

平成27年6月30日条例第29号

津島市精神障害者医療費支給条例

(目的)

第1条 この条例は、精神障害者に対して医療費の一部を支給することにより、精神障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者と診断された者をいう。

(受給資格者)

第3条 この条例により精神障害者医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者（以下「被保険者等」という。）である精神障害者であって市内に住所を有するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条第1項の規定により市の自立支援医療費を支給する旨の認定を受けた者

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により交付を受けた精神障

害者保健福祉手帳に、障害等級（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級をいう。）が1級又は2級である者として記載されている者

（病院等に入院等をしている精神障害者の特例）

第3条の2 国民健康保険法第116条の2第1項各号に掲げる病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、市外に住所を変更したと認められる被保険者等である精神障害者（前条各号のいずれかに該当する者に限る。次項において同じ。）については、前条の規定にかかわらず、受給資格者とする。

2 病院等に入院等をしたことにより、市内に住所を変更したと認められる被保険者等である精神障害者については、前条の規定にかかわらず、受給資格者としなない。ただし、入院等をする前に住所を有していたと認められる市町村からこの条例と同等な医療に関する給付を受けることができない等特別の事情があると市長が認める者については、この限りでない。

（適用除外）

第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- （2）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- （3）高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上75歳未満の者
- （4）津島市子ども医療費支給条例（昭和48年津島市条例第12号）、津島市中心身障害者医療費支給条例（昭和48年津島市条例第27号）又は津島市母子・父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年津島市条例第33号）の規定により、医療費の支給を受けることができる者
- （5）法令の規定により、この条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者

（受給者証）

第5条 この条例による医療費の支給を受けようとする受給資格者は、規則で定めるところにより、市長に申請して、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する精神障害者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。

2 受給者証の交付を受けた受給資格者は、次条第1項の規定による医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（第3条第1号に該当する受給資格者にあ

っては、指定自立支援医療機関（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関をいう。次条第1項において同じ。）に限る。以下これらを「医療機関等」という。）において診療、薬剤の支給又は手当（第3条第1号に該当する受給資格者にあつては、精神通院医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療をいう。次条第1項において同じ。）に係るものに限る。）を受ける際、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。

（支給の範囲）

第6条 市長は、受給資格者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療（第3条第1号に該当する受給資格者にあつては、指定自立支援医療機関における精神通院医療に限る。次条第1項において同じ。）に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定めるところにより、その者に対し、その満たない額に相当する額を精神障害者医療費（以下「医療費」という。）として支給する。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額（同法の規定によりこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法により算定した額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（支給の方法）

第6条の2 市長は、受給資格者が医療機関等で医療を受けたときは、当該受給資格者が当該医療機関等に支払うべき当該医療に要した費用について、医療費として当該受給資格者に支給すべき額の限度において、当該受給資格者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があつたときは、受給資格者に対し、医療費の支給があつたものとみなす。

（届出の義務）

第7条 受給資格者は、規則で定める事項について変更があつた又は医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 受給者証の交付を受けた者は、受給資格者でなくなったときは、速やかに、その旨を市長に届け出るとともに、受給者証を返還しなければならない。

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、受給資格者が医療費の支給事由と同一の事由について損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(報告)

第10条 市長は、医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給者証の交付を受け、若しくは受けようとする者又は医療費の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(受給権の保護)

第11条 医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年7月1日条例第13号)

この条例は、平成7年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年10月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年6月30日条例第33号)

1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の津島市精神障害者医療費助成条例により、医療費の助成を受けている受給資格者は、改正後の津島市精神障害者医療費助成条例第5条第1項の規定による申請があったものとみなす。

附 則 (平成18年3月27日条例第20号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月27日条例第35号)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日条例第5号抄）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る心身障害者医療費及び母子家庭等医療費の支給並びに精神障害者医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月29日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第13号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成26年6月30日条例第22号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年6月30日条例第29号）

- 1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る精神障害者医療費の支給については、なお従前の例による。